

支庁の風

東京都ホームページ:<http://www.metro.tokyo.jp>
八丈支庁ホームページ:<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/09hatijou/index.htm>

平成14年11月1日<隔月>

支庁広報 第10号

発行所

東京都八丈支庁総務課

〒100-1492

八丈島八丈町大賀郷 2466-2

Tel:04996-2-1111 Fax:04996-2-3601

Mail:S0000048@section.metro.tokyo.jp

山下八百子さん



顕彰式で握手を交わす八百子さんと石原都知事

東京都功労者表彰
10月1日、八丈町の山下淨文さんが自治功労で、また中田宏さんが保健衛生功労で、表彰を受けました。おめでとうございまし

た。

ご両人の今後ますますのご活躍をお祈りします。

総務課



八丈島共同福祉作業所全景(中道)

総務課

八丈町中之郷在住の山下八百子さん（82歳）がこのたび名誉都民に選ばれ、10月1日の都民の日、都庁で顕彰式が行われました。長年にわたって黄八丈の保存と継承に尽力してきた功績が評価されたものです。伊豆諸島在住者の顕彰は初めてのことになります。

黄八丈は、室町時代には京の都で珍重され、江戸時代には幕府への年貢として納められるなど、古くからの伝統を持つています。八百子さんは江戸時代の織りの見本帳を再現した「平成永鑑帳」を完成させ、伝統的黄八丈の保存に大きな役割を果たしました。

「め由工房」は、八百子さんが母め由さんと昭和44年に開設したものです。現在は寮を設けて若い織り子たちを積極的に受け入れ、黄八丈織りを伝えています。織り子さん

は9名いますが、うち5名は島外から教えを求めて来た方です。また、忙しい合間をぬつて観光客に黄八丈の歴史・製法を解説するなど、黄八丈の普及にも大変努力されていました。この作業所は、障害者

身近な八百子さんが、また八丈島伝統の黄八丈が、このように評価・称賛されたことを心から嬉しく思います。今後の八百子さんのますますのご活躍と黄八丈の発展をお祈ります。

「名誉都民」とは
「名誉都民」の称号は、公共の福祉を増進し、または学術・技芸の進展に寄与することを通して都民の生活・文化に貢献した人に対し、その卓絶した功績をたたえて贈られます。

過去2年間名誉都民顕彰者

| | | |
|-------|--------|-------------------|
| 平成12年 | 隅谷 三喜男 | 恵泉女学園理事長。日本学士院会員。 |
| | 山田 五十鈴 | 女優。 |
| 平成13年 | 金田一 春彦 | 国語学者。邦楽研究者。 |
| | 小宮 康孝 | 染色家(江戸小紋)。 |
| | 島田 正吾 | 俳優。 |

住民の皆さんには、作業所を訪ねていただき、交流を深めていただきたいと思います。

作業所では、各団体とも、地域で自立した生活を営む、という共通の目標をもつて、デポジット制度による空き缶・ペットボトル回収作業や、昼食レストランの営業など行っています。

の生活訓練や各団体同士の交流などの活動拠点として八丈町が建設しました。作業所では、各団体とも、地域で自立した生活を営む、という共通の目標をもつて、デポジット制度による空き缶・ペットボトル回収作業や、昼食レストランの営業など行っています。

八丈島共同福祉作業所の
完成をお祝いします

去る9月20日、ちよんこめ、

フェニックス、リハビリの会

の共催で、八丈島共同福祉作

業所のお披露目の会が開かれ

ました。この作業所は、障害者

道路整備事業（馬路）について

今回、事業化を進めている民俗資料館から大里地区入口までの都道は、道路幅員が狭く、見通しが悪いため、以前より皆さまから道路改修の要望のあつたところです。

先般、9月19日（木）、大賀郷公民館にて、道路整備事業の説明会を行つたところですが、その事業概要を紹介します。

【事業の概要】

【事業の目的】

都道を拡幅して歩道を設けるとともに

に、急カーブを緩くしたり、勾配を改善して、安全な道路とするものです。（図-1）

【事業の予定】

事業は二つの区間に分けて実施します。まず、大里側の区間（2工区）を整備し、その後、歴史民俗資料館側（1工区）を整備していく予定です。（図-2）河口の交差点については形状を更に検討します。

【事業の効果】

① 見通しの良い車の走りやすい道路にします。

海側の崖を保全するとともに、伝統的な建造物である玉石垣をなるべく残すよう、山側の切土により、急カーブを改良します。

② 安全な歩行者空間を確保します。

て、車道と完全に分離します。
③ 落石の危険のある斜面を防護します。

現在、落石のおそれから、閉鎖中の歩道区間を解消し、既存の道路を有効に利用できるよう、法面保護の工事を行います。

④ 道路の排水能力を向上します。

排水管を埋設し、河川交差点付近を含め、道路冠水箇所を改良します。

【切土部の検討】

切土部の構造は、切土の高さ、勾配、安全性、経済性、施工性、景観性、工期を比較検討して、最良の案を選定しています。地権者の土地利用を考慮できるものについては個別に対応いたします。

修景については、法面工法の採用に合わせて化粧型枠、意匠製品、玉石埋込み、緑化などから、経済性にも配慮して手法を決めていきます。

[標準断面図]

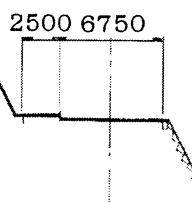


図-1 [平面図]

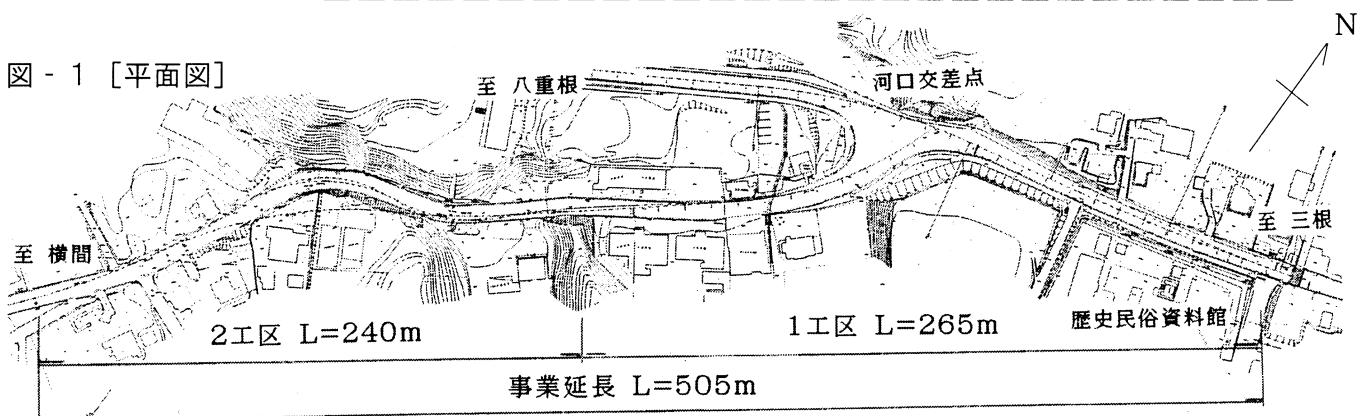


図-2 [事業工程]

| 工区 | 工種 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1工区 (交差点部) | 用地測量 | | | | | | | | |
| | 用地買収 | | | | | | | | |
| | 工事施工 | | | | | | | | |

| 工区 | 工種 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2工区 (急カーブ部) | 用地測量 | | | | | | | | |
| | 用地買収 | | | | | | | | |
| | 工事施工 | | | | | | | | |

①空港周辺でのクレーン作業について

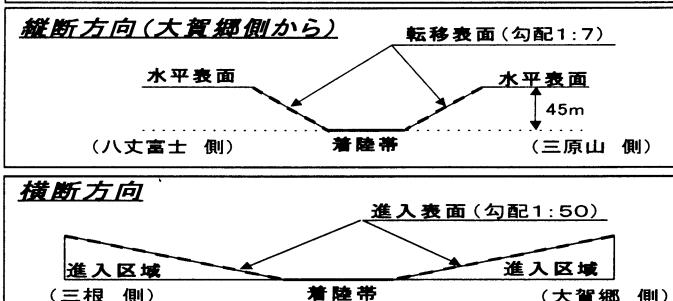
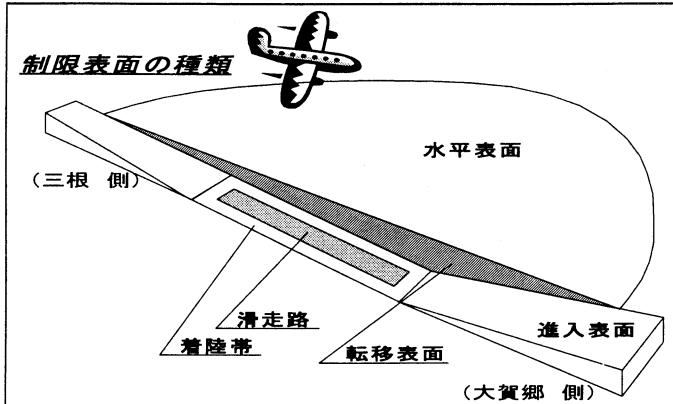
空港では、離着陸する航空機の安全運航を確保するために、空港周辺の一定の上部空間を建造物・立木等のない「無障害」の状況にしておかなければなりません。そのため、「制限表面」と呼ばれる制限区域を設けています。

「制限表面」は、図に示すようにいくつかの種類があります。

「進入表面」は、着陸帯から三根・大賀郷双方へ延びており、航空機が安全に離着陸を行えるよう設けられています。また「転移表面」は、着陸帯から八丈富士と三原山の両側に向けて延びており、航空機が進入を誤った時や脱出の際に安全を確保するため設けられています。

この「制限表面」を超えての建物や立木・クレーン等の設置・植栽・作業等は、航空法で制限されています。

航空機の安全運航、周辺住民や乗客・乗員の安全確保のため、制限高さ以内のクレーン作業であっても、航空機の離発着時間は作業を控えるなどの配慮をお願いいたします。また、クレーン等の高所作業を行う際は、空港管理事務所へご一報ください。



②空港駐車場の利用について

送迎時の混雑を緩和して、空港を円滑に利用していただくために、ターミナルビル前は駐車禁止になっています。一般車両は専用待機場をご利用くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先 港湾課管理係（空港管理事務所）Tel 2-0163まで。

事業主の皆さんへ

工場や指定作業場を設置する際の 申請及び届出等のお知らせ

工場や指定作業場を設置する際には「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく申請及び届出が必要となりますのでご協力をお願いします。

〈工場〉

| | | | |
|------------------------------|------|----------|---|
| 原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場 | 定格出力 | 2.2kw以上 | 業種にかかわらず全てのもの |
| | | 0.75kw以上 | 生コン工場、自動車整備工場、ドライクリーニング、写真の現像、食品の製造・加工、印刷・製本、木材・石材の細断など |
| | 合計 | 2.2kw未満 | |

〈指定作業場〉

工場に該当するものを除く、自動車駐車場（20台以上）、自動車洗車場、ガソリンスタンド、畜舎、汚泥や汚水の処理施設、材料置き場（100m²以上）などの作業場等。

※詳細は、支庁産業課または東京都環境局へお問い合わせください。

問い合わせ先

産業課商工係 Tel 2-1113

環境局規制指導課 Tel 03-5388-3491まで。

狩猟解禁のお知らせ

11月15日から狩猟が解禁されます。来年2月15日までが狩猟期間となっています。



狩猟期間中は、ハンターが山の中に入りて狩猟を行います。ハンターには狩猟のマナーを守ることが義務づけられ、同時に支庁でも事故防止のための指導を行っています。

しかし、万が一の事故を防ぐため、皆さんも畠や山中で作業をしているときにハンターを見かけたら、一声かけたりラジオの音を大きくしたりして自分の所在を分かるようにするなど、注意してください。

狩猟に関して分からぬことがありますたら、産業課林務係までご連絡ください。

問い合わせ先

産業課林務係 Tel 2-1113まで。

東京文化財ウイーク（公開事業）

東京の秋 文化財の秋

恒例となりました「東京文化財ウイーク」が行われます。各文化財の解説カードを見学者にお配りしていますので、この機会にぜひお出かけください。

■公開期間 平成14年11月3日（日）～10日（日）

■公開する 三根地区 2件・大賀郷地区 11件

■文化財 桧立地区 2件・中之郷地区 2件

■その他 「八丈島の民謡（シヨメ節・太鼓節・春山節）」公開（実演）

日時：11月9日（土）午後2時から

場所：八高 視聴覚室

主催：八丈島民謡保存会

* * * * *

支庁1階ロビー児童・生徒の作品展示のお知らせ

今年度も、八丈町立小中学校の児童・生徒の作品を1階ロビーに展示いたします。ぜひご覧ください（閉序日を除く）。

■第1回展示：12月2日（月）～12月13日（金）

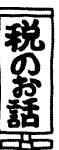
大賀郷中学校 技術・家庭の作品を展示

■第2回展示：12月17日（火）～1月10日（金）

中之郷小学校 全校児童の図工作品を展示

問い合わせ先

教育庁八丈出張所 〒2-1-0742
八丈町教育委員会 〒2-1-1111まで。



税のお話

今回は不動産取得税の申告義務についてです

不動産取得税は、家屋の建築（新・増・改築）や、土地家屋の購入・贈与・交換などで不動産を取得したときに、登記の有無にかかわらず取得した方に課税されます。

不動産取得税では、地方税法上、申告の義務が定められています。

八丈島や青ヶ島で不動産を取得したときは、取得の日から30日以内に「不動産取得税申告書」を、取得事実を証明する書類や平面図などを添付して、八丈支庁総務課税務係へ提出してください。

提出された申告書は、取得事実の認定以外に、不動産取得税におけるさまざまな軽減制度の適用や、非課税の認定などにおいても利用されます。

問い合わせ先 総務課税務係 〒2-1-1112まで。

東京再生都債第2回発行

購入対象者：都内在住または在勤者

償還日：平成17年12月16日（月）

発行日：平成14年12月16日（月）

募集開始日：平成14年11月29日（金）

利税率：期間3年の国債流通利回りと同程度を予定

購入限度額：一人当たり1万円から500万円まで

（期間3年）

患者家族宿泊施設利用について

都立病院では、島しょ地域の患者さん及びそのご家族の方にご利用いただける宿泊施設を用意しています。

場所：東京都中央区明石町間取り：1K（6畳和室・台所）

利用料金：一室一泊1000円

問い合わせ先 保健所 〒2-1-291まで。

☆第8回黒潮芸術祭の開催
日時：11月10・11日 10時～17時
場所：勤労福祉会館

☆八丈島空港消火救出訓練の実施
11月21日（木）に行う予定です。

☆八丈支庁発注の入札情報
東京都ホームページ（アドレス：表紙に掲載）で閲覧できます。